

建築物の ZEB 化普及拡大に向けた調査・分析業務仕様書（案）

1 業務名

建築物の ZEB 化*普及拡大に向けた調査・検討業務

※ZEB 化とは、『ZEB』 / Nearly ZEB / ZEB Ready / ZEB Oriented を指す。

2 業務目的

ZEB 化を通じた快適・利便性・経済性を兼ね備えた建築環境の実現、ひいては、2050 ゼロカーボンの先に見据える「今まで以上に快適で利便性の高い社会」の実現を目指し、その具体化方策の一つである長野県ゼロカーボン戦略に掲げる「全ての建築物の ZEB 化」を推進する必要がある。

本業務では県内の ZEB 化導入施設を対象にその導入効果等を調査分析することで、ZEB 化の情報に触れる機会の少ない方々への普及啓発の基礎資料にすることを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

本調査・分析を通して ZEB 化のメリット・デメリットなどを中立的な視点で整理する。

(1) ZEB 化導入に関する現状分析、情報整理等（事前調査）

文献調査等に基づき「ZEB 化に関する現状分析」及び「ZEB 化普及に拡大に向けた課題」について、情報整理を行う。

(2) 長野県内における ZEB 化実績等の調査

県内の新築 ZEB 化及び既存建築物の ZEB 化（改修）施設を対象に、「物件属性」、「導入している再生可能エネルギー」、「室内環境・快適性の有無及び内容」及び「経済的合理性」等についてアンケート・ヒアリング調査を行う。

調査項目は、以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

- ア 物件属性：施設ごとの用途、規模、立地（地域区分）及び ZEB 類型
- イ 再生可能エネルギー：太陽光発電設備容量、運用実態、蓄電池容量と運用目的
- ウ 室内環境・快適性：調査対象施設を利用する従業員又は顧客の反応及び満足度
- エ 事業性：初期投資（ZEB 化差額）、補助金利用状況
- オ 意思決定：ZEB 化の導入動機、導入の障壁
- カ 調査対象施設のエネルギー消費量、ZEB 化のメリット・デメリット
- オ 特に ZEB 化改修実績のある施工業者（県内外問わない）へのヒアリング
- カ その他 ZEB 化普及拡大の訴求効果が高い項目（独自提案）

(3) 分析

(1)及び(2)の結果に基づき、以下の分析を行う。

ア 導入効果：ZEB 類型、用途、光熱費削減率、投資回収年

イ 費用対効果：初期投資（ZEB 化差額）と CO₂削減効果の関係、補助金利用による投資回収年への影響

ウ ZEB 化導入後のメリット・デメリット

エ その他 ZEB 化普及拡大の訴求効果が高い項目（独自提案）

5 中間報告・成果品の提出

(1) 中間報告

令和 9 年度の施策の参考とするため令和 8 年 11 月 30 日（月）までに中間報告を行うこととする。
内容及び形式については、別途協議する。

(2) 成果品の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。また、形式は書面 2 部及び CD-ROM 等の磁気媒体によるデータで提出することとする。

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ その他委託者が必要と認めるもの

(3) 提出場所

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6 階
長野県環境部ゼロカーボン推進課

(4) 提出期限

各成果品の提出期限は令和 9 年 3 月 19 日（金）とする。

6 業務実施体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県ゼロカーボン推進課との連絡調整を行うこと。

7 その他

(1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。

(3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

(4) 受託者は、月 1 回程度、長野県庁または遠隔会議システムを利用して打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合には随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。

(5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。これは受託期間終了後においても同様とする。